

# 意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 105-8540  
住所 とほきよとみなとくしほたいもん 東京都港区芝大門 1-10-11  
名称 かほしきかいしや ー か ー せ る ら ー とほきよ 株式会社ツーカーセルラー東京  
代表者 つた 裕士 代表取締役社長 津田 裕士

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に関する意見

平成16年8月24日

ツーカーセルラー東京

電波利用料制度の発足以来、電波利用環境が大きく変化したことを踏まえ、当該制度見直しについて、「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」として取りまとめられたことは、たいへん有意義なことであると思えます。

以下に何点か意見を述べさせていただきますので、ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 1. 新たな電波利用料制度のあり方について

無線局が発射する電波の帯域幅及び空中線電力については、その大きさに比例して、電波利用料の用途の一つである電波監視による受益があるものと考えられますので、基本的には、電波利用共益費用の考え方において、このような無線局個別の量的要素も考慮すべきであると考えます。

また、公物占用料等の経済的価値を反映した電波利用料を導入する場合の用途については、報告書(案)の中に留意事項としても挙げられている通り、電波利用社会の発展に資する施策の範囲内にすべきであると考えます。

## 2. 納付義務者の範囲について

小電力無線システムは、その利用分野の飛躍的な拡大に伴い、必要となる周波数帯域も増大してきており、今後、ますます国民の生活に必要なシステムとなりつつある中で、特に、帯域占有型の小電力システムは、他の無線システムを排除または制限する必要があるため、個々の無線システムごとに、周波数帯域確保及び安定運用のための電波監視が必要であり、これらについては、電波利用料からの受益があることを勘案すると、帯域占有型小電力無線システムのような免許不要局も、応分の負担をすべきであると考えます。また、同じ周波数帯を使用する免許局との負担の公平性を確保するためにも、応分の負担が適当であると考えます。

一方、電波利用料の減免措置が設けられている国や地方公共団体の無線局については、他の無線局と同様に、電波監視、総合無線局管理システム、周波数逼迫対策等の受益があり、また、電波利用料を負担することにより、周波数有効利用のインセンティブにつながることから、電波利用料を負担すべきであると考えます。

## 3. その他の課題について

電波利用料の歳出が肥大化しないよう、また、徴収額が際限無く増えることのないよう、用途及び徴収総額を法律に規定する考え方に賛成いたします。